

にんようせい

妊孕性温存とその支援の選択肢について

知っておいてください

妊孕性とは子どもを授かるための力で、もともと個人差があるものです。

そして病気や治療によっても影響をうけることがあります。

そういったことをふまえて

現在のあなたと家族 そして **未来のあなたと家族が**

自分達らしい生き方を選択し、その選択が尊重されることを願って

情報提供させてください。

ご質問・ご相談はソーシャルワーカーまで気軽にお寄せください。

医学的なことについては、主治医や看護師にご確認ください。

大阪市立総合医療センター

ソーシャルワーカー

06-6929-1221

2018.9.作成
2024.3.改訂



【医療的な支援】

妊孕性温存療法

妊孕性温存療法とは、子供を授かる力を保つための医療的な支援です。

医療技術の進歩や生殖補助医療の普及等によって選択肢が広がり、実施医療機関も増えてきました。

ただし以下のいずれも保険適応外であり、また将来の妊娠を確約するものでもありません

原疾患の種類や治療法によってどの程度不妊のリスクがあるのかをよく確認した上で、治療開始までの時間的猶予や患者さんの年齢、身体的社会的状況に応じて、納得のいく有効な選択ができるよう、主治医と相談し、ご家族・パートナーも含めてよくご検討ください。

□精子凍結保存

思春期以降の男性患者さんには確立された方法です。思春期前の子どもさんや、もともと精子が少ない方の場合は、精巣内にある精子を採取する方法（精巣内精子採取術）もありますが、男性不妊の専門医がいる限られた医療機関での相談になります。

【参考費用】

採取料	2～3万円 * 自己採取可能な場合の一般的な費用。
保存料	年間3～5万円

□未受精卵子や受精卵（胚）の凍結保存

未受精卵子や受精卵（胚）の凍結保存は、一般の不妊症患者さんへの生殖補助医療として、安全性や有効性で確立されてきました。

受精卵の方が妊娠率が高いため、パートナーがいる場合はそちらを勧められることもあります。生殖医療専門医によくご相談ください。

【参考費用】

卵子採取の費用	30万～60万円くらい * 月経周期や個人差により、採取までに何度も通院する必要があったり、2～6週間くらい要することもあり、その回数によっても料金が変動します。 * また、限られた時間に多くの卵子を採取するために、排卵誘発剤を投与する場合がありますが、女性ホルモン値が上昇するため、がんの種類によっては勧められない場合もあります。
体外受精	50万～60万円くらい * 上記による自然受精が難しい場合は顕微授精（卵子に直接精子を注入する方法）が検討され、更に料金が高くなります。
保存料	年間5万円くらい～ * 回数などによっても変動します。

□卵巣組織凍結保存

主に腹腔鏡下での手術によって卵巣の片側や一部を取り出して保存し、がん治療後に移植するという温存療法です。排卵誘発剤の使用や月経周期にも左右されず、短期間（1～3週間）で終了するため、がん治療を早く開始できるメリットもあります。

また採卵行為もないため、小児患者さんにも適応となります。ただし、がんの種類によっては採取した卵巣組織にがん細胞が混入する可能性も指摘されており、主治医に十分ご相談の上ご検討ください。

費用助成について…

→裏面をご参照ください。

実施医療機関の検索について…

以下のサイトなどで、各地域の情報を閲覧・検索できます。また、ソーシャルワーカーにて医療機関を探すお手伝いもしています。

まずは主治医にご確認の上、お申し出ください。

□国立がん研究センター がん情報

「妊よう性 女性（男性）患者とその関係者の方へ」のサイト内から、実施医療機関を検索できます。

□公益社団法人 日本産婦人科学会

「日本産婦人科学会施設検索」で検索すると、学会登録施設の検索画面に入れます。

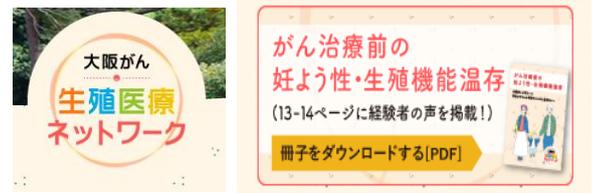
□特定非営利活動法人日本がん・生殖医療学会

がん治療機関との積極的な連携を行っている地域の情報や、その医療機関も検索できます。

【例えば大阪の場合…】

「大阪がん・生殖医療ネットワーク」が設立され、がん患者さんへの支援を行っている医療機関も検索できます。

中には、「妊孕性温存チーム」の看護師が支援してくれたり、がん患者さんについては凍結保存料が無料といったクリニックもあります。



【社会的な支援】

自然に任せるという選択…

化学療法や放射線治療を受けたり、不妊のリスクがあると説明された場合でも、自然に妊娠する可能性はあります。そして、どんな妊孕性温存療法も妊娠の確約はできないことから、「何もせず自然に任せる」という選択をされる方も多くおられます。

→どんな選択をされるにあっても、私たち医療スタッフは患者さんやご家族のお話を伺って気持ちの整理をお手伝いしたり、また将来に向けて必要な支援をご案内することができます。どうぞ抱え込まずにお声掛けください…。

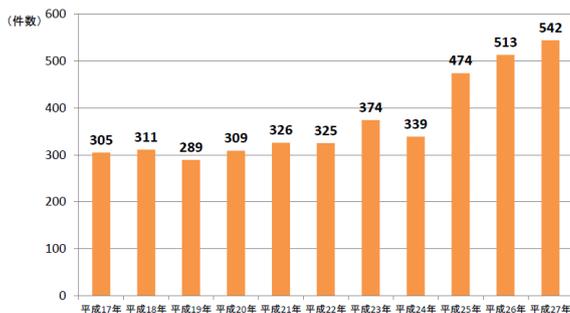
特別養子縁組という選択…

日本においてはまだまだ馴染みのない文化ですが、ここ数年で急増し、年間500組以上の縁組が成立しています。(イギリスでは年間数千組、アメリカにおいては数万組が成立。)

本来は、様々な事情で生みの親が育てられない子供たちを、施設ではない家庭的環境で育ててもらおうという“子供の福祉”や“社会貢献”が目的の制度で、今もその主旨に変わりはありません。しかし最近では不妊症やがんなどによって子供を授かることが難しいご夫婦の“生き方の新たな選択肢”という観点からも紹介されるようになっていきます。

左記でご提示した各学会や中央機関においても、特別養子縁組についてのセミナーを開催したり、体験談をきく場を設けたりしています。

特別養子縁組の成立件数の推移 司法統計(厚労省 HP)より抜粋



「特別養子縁組」と「普通養子縁組」の違い

	特別養子縁組	普通養子縁組
施行日	1988年 (昭和63年)	1898年 (明治31年)
制度の目的	子どもの福祉 家庭的環境での養育のため	主に、「家」の存続 跡取りを迎えるため
養親になる条件	正式に婚姻している夫婦 (単身者は不可)	単身・独身者でも可
養親の年齢条件	夫婦ともに成年で一方が 25歳以上	成年(婚姻している未成年は可)
養子になれる年齢	6才未満。ただし、6才未満から養親にて育てられた 8歳未満の子供も可	制限なし(ただし、養親よりも年少者)
実父母との関係	親族関係は終了	親族関係は終了しない
戸籍の表記	「長女」「長男」 実親名の記載なし	「養子」「養女」 実親名が記載
戸籍の身分事項欄	「養子縁組」という表現はないが、「民法817条の2」と記載	縁組事項について記載
成立までの監護期間	6か月以上の監護期間 (里親委託などを考慮して判断)	特段の規定なし
離縁	原則離縁はできない。特に養父母から申し出ること はできない。	原則、養親・養子の同意にて離縁可能

もっと幅広く利用してもらえるようにと、法改正の動きもあります。

参考となる体験談・書籍・相談先など…

□認定NPO法人 オレンジティ

女性のがん患者、その家族を支援する患者会です。里親・養子縁組について、がん患者の思いやその経験を通して紹介するリーフレットを発行しています。特別養子縁組の経験者による電話相談も行っています。→090-7434-2002(代表)



*オレンジティさんに、このリーフレットへの掲載のご相談をしたら快く承認いただき、上記紹介文も寄稿して下さいました。
ぜひ、ホームページもご欄になって下さい…。

□公益社団法人 家庭養護促進協会

昭和30年代から、毎日新聞社の協力も得て「あなたの愛の手を」という記事にて、特別養子縁組を前提とする里親募集などを続けています。体験談や制度解説の書籍や、「パパとママになりたいあなたへ」というパンフレットも発行しています。

*上記養子縁組の紹介欄に対するご助言もいただきました。



5. 新聞記事を読む・ラジオを聞く

「あなたの愛の手を」

・神戸新聞 月曜朝刊
・毎日新聞 大阪版 日曜朝刊

「星嶺さがしの時鐘」

・ラジオ関西 日曜朝6時～6時5分



◆閲覧をご希望の方は、気軽にソーシャルワーカーへお声かけ下さい。

【各種助成】

2021年 厚労省によって「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」が開始され、温存療法にかかる費用の一部が助成されることとなりました。

同時に、患者さんの臨床情報等を収集することで温存療法の有効性などのエビデンスを集積し、長期にかかる検体保存のガイドラインを作成するなど、温存療法の研究を促進する目的もあります。

(A) 妊孕性温存療法に係る助成額

助成の対象 ・ 1回あたりの上限額	<p>〈1人につき通算2回まで〉</p> <p>胚（受精卵）凍結 35万円 未受精卵凍結 20万円 卵巣組織凍結 40万円 精子凍結 2万5千円 精巣内精子採取術による精子凍結 35万円</p>
対象者	<p>① 43歳未満の方 ② がん治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された方 ③ 本事業の研究参加に同意できる方 ④ 妊孕性温存治療を行う時期に、不妊に悩む方への特定治療支援事業に基づく助成を受けていない方などの条件があります。</p>
申請先	各都道府県（詳細は各都道府県のホームページなどでご確認ください。お手伝いが必要な場合はMSWにご相談ください。）

(B) 温存後生殖補助医療に係る助成額

助成の対象 ・ 1回あたりの上限額	<p>(A)で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療 10万円 (A)で凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療 25万円 (A)で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療 30万円 (A)で凍結した精子を用いた生殖補助医療 30万円</p>
対象者	① 温存後生殖補助医療に係る治療期間の開始日の妻の年齢が原則43歳未満である夫婦などの条件があります。
申請先	各都道府県（詳細は各都道府県のホームページなどでご確認ください。お手伝いが必要な場合はMSWにご相談ください。）

以下のような基金で、自治体の助成を超えた分の費用を助成される場合もあります。血液疾患の方に限られ、所得制限もあるため詳細はお問合せください。

□このとりマリン基金（卵子保存）

□志村大輔基金（精子保存）

→全国骨髄バンク推進連絡協議会事務局
03-5823-6360

不妊に悩む方への特定治療支援事業

助成の対象	<p>① 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」といいます）にかかる費用の助成。 *人工授精は含まれません。 ② 各自治体が指定する医療機関で実施した医療に限る。</p>
対象者	<p>① 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（一部事実婚含む） ② 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦 ③ 所得制限：なし</p>
助成額	<p>① 1回の治療につき30万円 ② 男性不妊治療を行った場合は30万円</p>
申請先	各市町村によって違います。（市役所や保健所など）都道府県や市町村のホームページでご確認ください。

大阪府がん患者妊孕性温存治療助成事業

助成の対象 ・ 1回あたりの上限額	<p>〈1人につき通算2回まで〉</p> <p>胚（受精卵）凍結 35万円 未受精卵凍結 20万円 卵巣組織凍結 40万円 精子凍結 2万5千円 精巣内精子採取術による精子凍結 35万円</p> <p>〈1人につき1回限り〉</p> <p>カウンセリング(受診)の結果、妊孕性温存治療を受けるに至らなかった方などへのカウンセリング(受診)費用 5千円</p> <p>* 温存後の人工授精や再移植も助成対象となりました。詳細は大阪府健康福祉部のホームページをご確認ください</p>
対象者	<p>以下①～⑤すべてに該当する方</p> <p>① 申請時において大阪府内に住所を有し、かつ実施日において満43歳未満の方（所得制限はなし） ② がん治療により生殖機能が低下する又は失う恐れがあると医師に診断された方 ③ 府が指定する妊孕性温存治療実施医療機関で、令和3年4月1日以降に治療を受けた方 ④ 本事業の研究参加に同意できる方 ⑤ 妊孕性温存治療を行う時期に、不妊に悩む方への特定治療支援事業に基づく助成を受けていない方</p>
申請先	大阪府健康医療部 健康推進室健康づくり課 06-6941-0351（内線2528）

* 非がん疾患の方も対象となりました。

① 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患

再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンコ貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天性代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症など

② アルキル化剤が投与される非がん疾患

全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等